

## 桂坂交通安全・防犯推進委員会 会則

### 【名称・事務所】

第1条 本会は「桂坂交通安全・防犯推進委員会」（以下「本会」という）と称し、事務所を桂坂自治連合会館に置く。

### 【組織】

第2条 本会は、桂坂学区自治連合会に各種団体として所属し、役員、委員、常任委員、会計監査役により構成される。

### 【目的】

第3条 本会は、桂坂学区住民の交通安全、地域安全思想の普及、啓発、並びに地域安全活動を推進することを目的とする。

### 【事業】

第4条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 交通安全、防犯に関する情報収集、意見、要望のとりまとめ
2. 交通安全教室、防犯講習会などの開催
3. 防犯パトロール、青色防犯パトロール、危険個所、防犯灯などの点検
4. 各種地域安全活動への参画及び参加の呼びかけ
5. 子ども、女性、高齢者等に係る被害防止、広報活動

### 【役員】

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名（理事）  
副会長 3名（内1名は女性を含むこと）  
会計 1名  
庶務 若干名  
会計監査 1名

### 【役員及び会計監査役の任期】

第6条 役員及び会計監査役の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

### 【役員及び会計監査役の選出と任務】

第7条 役員及び会計監査役の選出及び任務は次のとおりとする。

1. 役員及び会計監査役は、各自治会より選出された委員による承認を本会総会で受けることにより、就任するものとする。
2. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
4. 会計は、本会の会計を行う。
5. 庶務は、総会、定例役員会のほか各種会議の設営や議事録作成等を行う。
6. 会計監査役は、本会の会計を監査する。

#### 【委員・常任委員】

第8条 委員及び常任委員の就任は次のとおりとする。

1. 委員には、各自治会よりそれぞれ1名ずつ選出された者が就く。
2. 常任委員には、桂坂学区在住であり、青色回転灯装備車を使用しての自主防犯パトロールを行うパトロール実施者証の交付を京都府警察本部長より受けている者が就く。

#### 【総会】

第9条 総会について、以下のように定める。

1. 総会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ず欠席する委員については、委任状をもって出席とみなすものとする。
2. 定期総会は、毎年年度初めに行い、予算及び決算の承認、年間行事計画の決定などを行う。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めた場合には行うことができる。
4. 本会会則の改廃は総会に諮り、決議、決定するものとする。

#### 【定例会議】

第10条 定例会議を、概ね年4回、開催する。

#### 【会計】

第11条 会計について、以下のように定める。

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 本会は、桂坂学区自治連合会助成金、及び西京区交通安全推進會、西京区防犯推進委員協議会からの活動補助金などにより運営する。

#### 【西京区交通安全推進會との関係】

第12条 本會と西京区交通安全推進會との関係について、以下のように定める。

1. 本會の役員及び委員は、全員、西京区交通安全推進會の委員となる。

2. 本会会長等は、西京区交通安全推進会の総会や委員会に出席し、また、同推進会の各事業へ協力する。
3. 本会副会長（女性）は、西京区交通安全推進会の女性部の委員となる。

**【西京防犯推進委員協議会との関係】**

第13条 本会と西京防犯推進委員協議会（以下、西京防推協という）との関係について以下のように定める。

1. 本会の役員、委員及び常任委員は、全員、西京警察署より西京防推協の委員を委嘱される。
2. 本会の役員、委員及び常任委員でなくなった者は、特別な事情の無い限り、西京防推協委員を解嘱される。
3. 本会会長、副会長は、西京防推協の理事に就任する。
4. 西京防推協の理事は、西京防推協の総会や理事会に出席し、また、同推進会の各事業に協力する。

**【当会則の効力】**

第14条 本会則は、令和2年4月1日から施行する。

以下、余白